

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族給付及び葬祭給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、生産管理の業務に従事していた。

請求人によると、被災者は、平成〇年〇月〇日、トラックの荷台で転倒し、腰部を打って負傷した後、同月〇日、出勤のため自宅アパートを出て2階から降りる階段で転倒し、腰部を打って負傷（以下「本件負傷」という。）したとしている。被災者は、翌〇日、C医院に受診し「急性腰痛症、第2・第4腰椎圧迫骨折」と診断され、同年〇月〇日、D病院に転医し「第4腰椎圧迫骨折、坐骨神経痛」と診断され、同病院において入院加療していたところ、入院中に胃・十二指腸潰瘍（以下「本件疾病」という。）を発症し、同月〇日、出血性ショックにより死亡した。死亡診断書によると、直接死因：「出血性ショック」、直接死因の原因：「胃・十二指腸潰瘍」、直接には死因に関係しないが、直接死因の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等：「腰部打撲、両下肢不全麻痺」とされている。

請求人は、被災者の死亡は本件負傷が原因であるとして、監督署長に遺族給付及び葬祭給付の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は本件負傷によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれ

を棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が本件負傷によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の直接の死亡原因については、E医師作成の平成〇年〇月〇日付け死亡診断書に鑑み、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、本件疾病による出血性ショックであると判断する。

(2) 請求人及び再審査請求代理人（請求人及び再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、死因となった本件疾病による出血性ショックは、本件負傷による腰椎圧迫骨折がなければ回避できたものであり、本件負傷との間に相当因果関係がある旨主張しているので、以下検討する。

ア 被災者は、F医師作成の平成〇年〇月〇日付け診断書及び診療状況によると、平成〇年に結節性多発動脈炎と診断されて、長期間にわたりステロイド剤の投与を受け、また、腰痛症に対して鎮痛剤の投与を受けており、さらに、G医師作成の平成〇年〇月〇日付け診療情報提供書によれば、平成〇年〇月〇日に急性心筋梗塞を発症し、抗血小板剤を服用していたことが認められる。

イ 被災者の本件疾病について、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「本件負傷と本件疾病による出血性ショックについて、腰部打撲による入院のストレスと鎮痛剤使用による胃粘膜障害が胃潰瘍と関連す

れば因果関係あり。」と述べている。

一方、H医師は、同年〇月〇日付け鑑定書において、要旨、「勤務上のストレスがあり、本件疾病の発症に関与した可能性はあるものの、私病による鎮痛剤及びステロイド剤の長期服用の関与がより大きいと考えられる。」と述べており、I医師は、同年〇月〇日付け意見書において、要旨、「被災者は多発性血管炎でステロイド剤の投与を受け、腰痛等を訴えて鎮痛剤を長期にわたって服用し、さらに、心筋梗塞の既往もあり、抗血小板剤も投与されており、これらの潰瘍悪化因子、凝固抑制因子などのため、本件疾病による出血性ショック死を来したものと推測される。被災者は、本件負傷によるとされた腰痛に対して鎮痛剤を使用されており、また、会社との間にトラブルがあったことなども、本件疾病の発症原因の発生を促進した可能性も否定できない。」と述べている。

以上のとおり、両医師とも、本件疾病の発症原因については、既応症により長期に服用していたステロイド剤、鎮痛剤及び抗血小板剤が大きく関与した旨の意見を述べており、職務上のストレスや本件負傷による鎮痛剤については本件疾病の発症に関与あるいは促進した可能性を指摘するにとどまっている。被災者の診療状況等に鑑み、仮に職務上及び入院によるストレスや本件負傷による第4腰椎圧迫骨折の痛みに対する鎮痛剤の投与が、本件疾病の発症に関与した可能性があったとしても、それらが相対的に本件疾病の発症及び出血性ショック死の有力な原因になったとまでは認めることはできず、当審査会としても両医師の意見は妥当なものと判断する。

ウ したがって、通勤による本件負傷と本件疾病による出血性ショック死との間に相当因果関係を認めることはできない。

(3) また、請求人らは、長時間勤務による被災者の心筋梗塞の発症が死亡の一要因になっている旨主張しているが、当審査会としては、決定書理由に説示するのとおり、心筋梗塞について業務上の事由によるものか否かに係る監督署長の判断が示されていないことから、当該主張は採用できないものと判断する。

(4) なお、請求人らの主張について、改めて子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族給付及び葬祭給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって、主文のとおり裁決する。